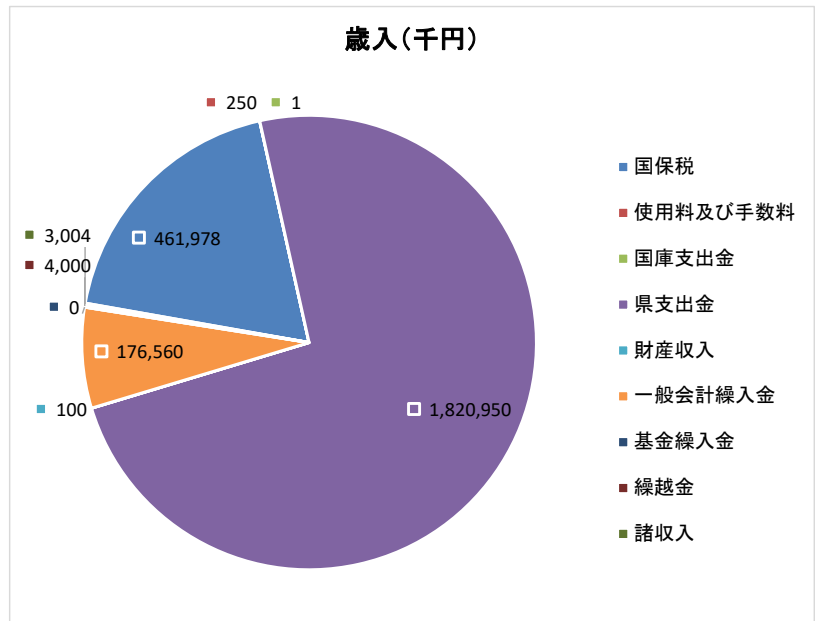


## 平成30年度 国民健康保険特別会計予算 【概要】

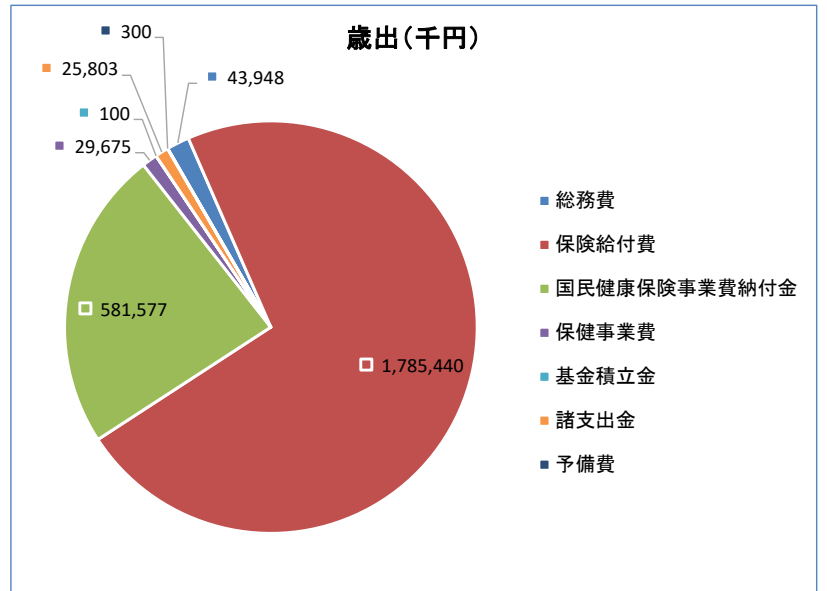
## 【歳入】

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
国保税	461,978	18.73
使用料及び手数料	250	0.01
国庫支出金	1	0.00
県支出金	1,820,950	73.82
財産収入	100	0.00
一般会計繰入金	176,560	7.16
基金繰入金	0	0.00
繰越金	4,000	0.16
諸収入	3,004	0.12
合 計	2,466,843	100.00



## 【歳出】

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
総務費	43,948	1.78
保険給付費	1,785,440	72.38
国民健康保険事業費納付金	581,577	23.58
保健事業費	29,675	1.20
基金積立金	100	0.00
諸支出金	25,803	1.05
予備費	300	0.01
合 計	2,466,843	100.00



国民健康保険特別会計 平成30年度当初予算の概要【歳入】

内 容		H30当初予算額 (単位:千円)	説 明	
国保税		461,978	国保事業に要する費用に充てられるための徴収金です。 ※H28決算489,732千円、H29決算見込み459,049千円	
一般分	一般分	450,154	(一般被保険者分)	
	医療(現年)	272,615	徴収金のうち医療給付に充てられるものです。	
	介護(現年)	38,609	徴収金のうち介護納付金に充てられるものです。対象：第2号被保険者(40歳～65歳未満)	
	後期(現年)	131,021	徴収金のうち後期高齢者支援金に充てられるものです。	
	医療(過年)	4,581	前年度までに納付されなかった国保税分です。(滞納繰越分)	
	介護(過年)	1,220		
	後期(過年)	2,108		
	退職分	退職分	11,824	●退職者医療制度：サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、その医療費の負担は主として国庫と他の一般被保険者に依存することになり、その緩和策として昭和59年10月に創設された制度です。この制度は被保険者の医療費の一部を被保険者保険等の拠出金から賄う点が最大の特色です。この制度は前期高齢者医療制度の発足とともに新規適用が停止され、最後の適用者が65歳に達する平成26年度をもって廃止となります。
医療(現年)		6,178		
介護(現年)		2,291		
後期(現年)		2,999		
医療(過年)		193		
介護(過年)		68		
後期(過年)		95		
使用料及び手数料	督促手数料	250	督促状送付に伴うものです。(1件100円)	
国庫支出金		1		
国庫補助金	災害臨時特例補助金	1	東日本大震災に伴う被保険者に対する保険税及び一部負担金の免除措置に係るものです。	
県支出金		1,820,950		
県補助金	保険給付費等交付金(普通)※	1,777,650	市が支出する保険給付に対する交付金です。任意給付(出産・葬祭・結核等)分は除きます。	
	保険給付費等交付金(特別)※	43,300	市町村での保健事業関係等に対する交付金です。 【保険者努力支援、特定健診負担金、都道府県繰入金(2号)】	
財産収入	基金利子	100		
繰入金		176,560		
一般会計繰入金	保険基盤(保険税分)	67,868	●保険基盤安定制度：低所得者を対象とした保険料(税)軽減相当額を国、県、市が公費で補填する制度です。国(1/2)、県(1/4)負担金は、保険基盤安定負担金として一般会計に交付されます。	
	保険基盤(保険者分)	42,995		
	人件費	30,217		国民健康保険(賦課・徴収・資格・給付)関係職員に係る費用です。
	出産一時金	4,480		支出分×2/3
	財政安定化	31,000		国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです。
	計	176,560		※法定繰入分といわれるものです。
基金繰入金		0	国民健康保険基金を取り崩し繰り入れるものです。平成29年度末残高 62,137千円	
繰越金		4,000	前年度会計からの繰越金です。(H29見込み34,915千円)	
諸収入		3,004		
	延滞金	2,054	国保税に係るものです。	
	雑入(第三者、返納金、指定公費等)	950		
合 計		2,466,843		

● 平成30年度当初予算の概要について(歳入)

○ 歳入

- 平成29年度まで市町村で予算計上していた、療養給付に係る国庫支出金(国庫負担金・国庫補助金)、療養給付費交付金～共同事業交付金については、県移管となったため市町村での予算措置がなくなった。
- 支出の保険給付費については県交付金(普通交付金)で賄われる分を予算計上した。

○ 歳出

- 平成30年度からの新たな支出項目として国保事業納付金について予算計上した。
- 平成29年度まで市で予算措置していた、後期高齢者支援金～共同事業拠出金については県移管となったため、市町村での予算措置がなくなった。

国民健康保険特別会計 平成30年度当初予算の概要【歳出】

内 容	H30当初予算額 (単位：千円)	説 明
総務費	43,948	国民健康保険事業の運営に係る費用です。
総務管理費	39,666	
一般職給与	30,217	国民健康保険（賦課・徴収・資格・給付）関係職員に係る費用です。
嘱託・臨時	1,497	臨時職員賃金（庶務課算定額）※資格・給付関係
一般管理事業	5,773	事業の運営に係る一般管理費用です。
適正受診対策	1,089	医療費適正化のためのレセプト点検費用です。
連合会負担金	1,090	国保連合会への業務委託のための負担金です。
徴税費	3,683	
徴税事務費	3,683	国民健康保険税の徴収事務に係る費用です。
嘱託・臨時	0	臨時職員賃金（庶務課算定額）※徴税関係
運営協議会事務費	599	国保運営協議会に係る費用です。（委員報酬など）
保険給付費	1,785,440	保険給付に係る支出金の合計です。※○のものは費用を県からの補助金（普通交付金）で賄います。
療養諸費	1,547,400	療養の給付について保険者として負担する額です。
○ 一般療養給付費	1,470,500	療養費用（医療・薬剤等）の保険給付です。
○ 退職療養給付費	58,900	
○ 一般療養費	12,100	柔道整復師、補装具の費用などの保険給付です。
○ 退職療養費	500	
○ 審査支払手数料	5,400	レセプト審査に係る費用です。※審査は国保連合会
高額療養費	230,050	
○ 一般高額療養費	218,000	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
○ 退職高額療養費	11,900	
○ 一般高額介護合算	100	世帯内の国保加入者について、1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
○ 退職高額介護合算	50	
出産育児一時金	6,720	被保険者の出産に対して給付するものです。1件当たり420,000円（404,000円）
葬祭費	1,050	被保険者の死亡に伴い給付するものです。1件当たり30,000円
○ 移送費	200	緊急的に入院、転院の必要性があつて移送された場合に給付するものです。
結核給付金	20	被保険者が結核による療養の給付を受けた場合に被保険者が負担する額を給付するものです。
国民健康保険事業費納付金	581,577	【新】【H30からの制度改正に伴い県に納付するものです。】 県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除き、市町村ごとに医療給付分、後期支援分、介護納付分について納付金額を決定します。市町村ごとの所得水準と被保険者数・世帯数により配分され医療費水準を反映させます。
一般医療給付費分	406,818	
退職医療給付費分	1,235	
一般後期支援分	130,953	
退職後期支援分	411	
介護納付金分	42,160	
保健事業	29,675	
特定健診等	15,762	特定健診・特定保健指導に係る費用です。対象者：40～74歳
健康増進プログラム	943	医療費抑制のための健康増進、寝たきり予防の推進に関する費用です。
人間ドック	12,970	人間ドック受診に対する助成です。 対象者：35歳以上 補助金額：日帰り20,000円 1泊2日25,000円 5歳毎の節目30,000円
基金積立金	100	
諸支出金	25,803	
保険税還付金	2,050	保険税還付金に充てるものです。
※ 償還金	23,493	療養給付・特定健診等の国庫前年度精算に伴う返還金です。※療養給付負担金・療養給付交付金・特定健診としての精算は平成30年度のみとなります。平成31年度以降は保険給付費等交付金償還金で精算するようになります。
還付加算金	210	保険税の還付加算金に充てるものです。
指定公費負担返還金	50	高齢受給者（70～74歳）に係る医療費について特例措置（2割→1割）が取られています。特例分（1割）については国が負担するものですが、過誤等があった場合に返還するものです。
予備費	300	決算では0。
合 計	2,466,843	